

公立大学法人宮崎公立大学の非常勤役員等に係る業務災害補償規程

平成19年4月1日

規程第71号

(目的)

第1条 この規程は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という）の非常勤の役員その他理事長が任命する委員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度を定めることを目的とする。

(非常勤役員等)

第2条 この規程において「非常勤役員等」とは、次の各号に該当し、かつ、法又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない者をいう。

- (1) 理事（非常勤の者に限る）
- (2) 監事（非常勤の者に限る）
- (3) 公立大学法人宮崎公立大学定款（以下「定款」という）第18条第2項第4号に該当する委員
- (4) 定款第21条第2項第6号に該当する委員
- (5) 学校医、産業医その他理事長が定める者

(補償の実施)

第3条 法人は、この規程に定める補償の事由が生じた場合、補償を受けるべき非常勤役員等又は遺族に対し、補償を行う。

2 理事長は、非常勤役員等について、業務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合に、補償を受けるべき非常勤役員等又は遺族の請求に基づき、その災害が業務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、業務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(補償の種類)

第4条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - イ 遺族補償年金
 - ロ 遺族補償一時金
- (7) 葬祭補償

(療養補償)

第5条 非常勤役員等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

第6条 非常勤役員等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることがで

きない期間1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(傷病補償年金)

第7条 非常勤役員等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

(障害補償)

第8条 非常勤役員等が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第9条 理事長は、故意の犯罪行為又は重大な過失により業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故を生じさせた非常勤役員等に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。

2 理事長は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより業務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた非常勤役員等に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

第10条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて別表第3で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して理事長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

- (1) 病院又は診療所に入院している場合
- (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援

施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

- (3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として理事長が定めるものに入所している場合

（遺族補償）

第11条 非常勤役員等が業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（遺族補償年金）

第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤役員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤役員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、非常勤役員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。）以外の者にあつては、非常勤役員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は第1項第4号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）
- (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
- (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- (4) 離縁によって、死亡した非常勤役員等との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤役員等の死亡の時から引き続き前条第1項第4号の障害の状態にあるときを除く。）。
- (6) 前条第1項第4号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹について

は、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については非常勤役員等の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は非常勤役員等の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。

- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

（遺族補償一時金）

第14条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- (1) 非常勤役員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤役員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤役員等の死亡の当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 非常勤役員等の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として非常勤役員等の収入によって生計を維持していた者
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあつては補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあつては補償基礎額の400倍に相当する金額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

（年金たる補償の額の端数処理）

第15条 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

（葬祭補償）

第16条 非常勤役員等が業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

（災害の通知）

第17条 非常勤役員等は、この規程に定める災害を被った場合には、速やかに災害日時、災害の発生状況及び傷害の程度を書面により理事長に通知しなければならない。ただし、書面によりがたい場合は、この限りでない。

（書類の提出）

第18条 非常勤役員等が、この規程により補償を受けようとするときは、理事長が定める書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 前条および第1項の場合において、非常勤役員等が死亡したときは、その遺族が行う。

（補則）

第19条 この規程に定めるもののほか、非常勤役員等の災害補償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

種別	傷病等級	倍数
傷病補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245

備考 この表に定める傷病等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）の別表第 2 の例による。

別表第 2

種別	障害等級	倍数
障害補償年金	第 1 級	313
	第 2 級	277
	第 3 級	245
	第 4 級	213
	第 5 級	184
	第 6 級	156
	第 7 級	131
障害補償一時金	第 8 級	503
	第 9 級	391
	第 10 級	302
	第 11 級	223
	第 12 級	140
	第 13 級	101
	第 14 級	56

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第 29 条第 2 項に規定するところによる。

別表第 3

介護を要する状態の区分	障害
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの
	3 前 2 号に掲げるもののほか、別表第 1 に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は別表第 2 に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの
	3 別表第 1 に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は別表第 2 に定める第 1 級に該当する障害であって前 2 号に掲げるものと同程度の介護を要するもの